

◎新潟県告示第375号

新潟県広報広聴規程（平成2年6月新潟県告示第1654号）の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から実施する。

令和4年3月29日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
(広報広聴委員会の組織)		(広報広聴委員会の組織)	
第5条 (略)		第5条 (略)	
2 (略)		2 (略)	
3 委員は、次に掲げる者をもってこれに充てる。		3 委員は、次に掲げる者をもってこれに充てる。	
(1)・(2) (略)		(1)・(2) (略)	
(3) <u>地域振興局企画振興部長</u> <u>(企画振興部を置かない地域振興局にあつては、地域整備部長)</u> の互選により定める者		(3) 地域振興局企画振興部長の互選により定める者	
4 (略)		4 (略)	
別表 (第5条、第7条関係)		別表 (第5条、第7条関係)	
部 局	職	部 局	職
(略)	(略)	(略)	(略)
<u>総務部</u>	(略)	<u>総務管理部</u>	(略)
<u>環境局</u>	<u>環境政策課企画主幹</u>	<u>県民生活・環境部</u>	<u>県民生活課企画主幹</u>
(略)	(略)	(略)	(略)
福祉保健部	<u>福祉保健総務課企画主幹</u>	福祉保健部	<u>福祉保健課企画主幹</u>
(略)	(略)	(略)	(略)
<u>観光文化スポーツ部</u>	(略)	<u>観光局</u>	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)